

合併推進協議会だより



第10号

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>



阿蘇中部3町村合併推進協議会は、 法定協議会に移行しました。

昨年八月一日から協議を進めてきました阿蘇中部3町村合併推進協議会（任意協議会）は、これまで十八回の会議を開催してきました。この間、四十五項目にわたる協議項目の具体的協議や新市建設計画の素案作り等の検討を行っております。協議の状況につきましてはこれまで広報誌や、推進協議会のホームページ等でご紹介をしてきたところです。

これらの協議の結果を受け、十月二十四日に開催された第十八回合併推進協議会において法定協議会を十一月十八日に設立することが確認されました。

本日各町村の議会の議決を経たうえで、十一月十八日付けで地方自治法に基づく法定協議会が設置される予定です。

なお、この号では第十四回協議会以降の協議で確認された事項をお知らせいたします。

これまでの任意協議会における協議につきましては、各町村の住民の皆様方のご理解とご協力をいただき、本当にありがとうございました。

第14回協議会 8月12日(火)

場 所

一の宮町／就業改善センター

協議事項

○協議第三十九号 防災対策事業の取扱いについて(継続)

前回阿蘇町の委員から質問のあった交通災害共済制度について、団体の性格や事務量等について事務局から説明の上、原案どおり承認されました。

○協議第四十四号 環境対策事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

なお、一の宮町の野生動物植物の保護に関する条例の中身についても、環境保全条例の制定の中で検討していくことを報告しました。

○協議第四十五号 農林水産関係事業の取扱いについて

産山村の委員から農業関連施設の収支の把握を明確にして欲しいという要望が出され、収支状況に関する資料を提出し、施設については案のとおり取り扱うことを確認しました。

また、中山間地域等直接支払制度について、各町村の支払制度が異なっており、地域性を考慮した調整な

ど専門部会で十分検討するよう意見が出され、専門部会としては、従来どおりの旧町村ごとの枠で、各町村それぞれの配分方法で引継ぎたいと考えていること、国の要綱がまだ出されていないということで、国の動きを踏まえながら具体的には作成したいということを確認し、了承されました。

波野村の委員から、県境の農地について県外部分の保全施策の手助けができないかとの要望があり、事務局から法律の制限もあり、制度によって取扱いが異なるが、部会としても最大限配慮しながら進めていくことを確認しました。

以上の点を踏まえた上で、原案どおり承認されました。

○協議第四十六号 商工観光関係事業の取扱いについて

阿蘇町の委員から、工場誘致等の新たな制度の検討の中で、今後サービスマも大きなウエイトを占めるため、業種の拡大と条件の緩和を制度に盛り込んで欲しいという要望や、観光協会の法人化にむけた取り組みについての協力依頼があり、今後の協議の中でご意見を十分尊重させていただくことを確認しました。

産山村の委員から観光関連施設の収支状況を調査し協議して欲しいという意見が出され、収支状況に関する資料を提出し、施設については案のとおり取り扱うことを確認しました。

以上のことを踏まえ、原案どおり承認されました。

○協議第四十七号 法定協議会への移行時期について

法定協議会への移行時期については、できるだけ早く設置をという意見も出されましたが、現在小委員会に付託されている役場の位置や議員定数の問題、部会で検討している新市の財政シミュレーションや、新市の建設計画などについて、ある程度見極めたいとの意見が多く、継続協議となりました。

なお、これらの重要事項については、できるだけ早く提案できるように小委員会や事務局において検討を進めていくことで了解されました。

提案事項

○協議第十号(継続) 国民健康保険の取扱いについて

○協議第二十八号(継続) 保育事業の取扱いについて

①介護保険事業の取扱いについて

②保健衛生関係事業の取扱いについて

③児童福祉事業の取扱いについて
以上、次回協議予定の五項目について事務局から事前説明を行いました。

その他

○阿蘇町区長会からの要望書の件について

前回の協議会で報告された阿蘇町区長会からの要望書の件について、阿蘇町の松永委員から「阿蘇町としても取扱いについて、合併特別委員会、議会議員協議会を再三再四開催しました。それを踏まえ、区長会との話し合いも三回程度実施しました。

その結果、区長会の要望趣旨又は本議会の決定に至った理由、双方どちらの考え方も間違っていないことを認識しました。皆様方も各委員におかれましても、そのことについては同感ではなからうかと判断いたしました。

しかし、本協議会は4町村合議制をもって意見集約し決定事項を決めていることを考えれば、これから先の本議会の権威、会議運営に大きな問題を残すことになり、ひいては合併そのものの成否までも影響を及ぼ

しかねないと判断いたしました。

したがって、阿蘇町区長会からいただいた要望の趣旨である財政効率化に対しましてのご意見は、議会として又は協議会として真摯に受け止め、これから先の合併論議に生かされるよう最大限の努力をお願いいたします。また、区長会の皆さんにもそのようなことでご理解いただいたところでです。

いずれによせ、この合併は大変大事な問題であるので、早急に合併が成就しますことを私も願っております。区長会もそのことを願っております。

この要望書については以上で報告を終わらせていただきます。あとは、速やかに本来の協議に移っていただきますように、議長のほうに取り扱いをよろしくお願いいたします。」ということが報告され、この件については再協議を行わないということ承認されました。



第十四回協議会以降の

協議において確認された事項

協議第三十九号 防災関係事業の取扱いについて

- (1)防災会議、災害対策本部については、合併時に新たに設置するものとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2)防災無線については、新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。
- (3)交通安全協会については現行どおりとし、交通安全対策協議会と交通安全推進協議会は合併時に統合する。
- (4)交通安全指導員の定数は現行どおりとし、任期は二年とする。その他の制度については、合併前に調整する。
- (5)交通災害見舞金については、合併前に熊本県交通災害共済組合から脱退し、合併後に再加入する。交通災害共済制度については、新市において取り組む。
- (6)交通安全教室については現行どおりとする。

協議第四十四号 環境対策事業の取扱いについて

- (1)阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。

- (2)自然環境や景観を守るための統一したルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定する。

協議第四十五号 農林水産関係事業の取扱いについて

- (1)農道・林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道・林道台帳は合併までに作成するよう調整する。
- (2)農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において調整する。
- (3)農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整する。農業振興地域整備協議会は、新市において新たに設置する。
- (4)中山間地域等直接支払制度は、新市において引き続き実施するものとし、基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成する。

地域農業マスタープランは、新市において調整し、速やかに新市のマスタープランを作成するものとする。他の各種計画書も同様とする。

- (5)生産調整対策（転作）事業については、国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。生産調整基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整や生

産調整単独助成事業については、新市において調整する。

- (6)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。

促進体制（組織等）については、新市において新たに設置するものとする。

- (7)林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。緑の少年団育成事業については新市において統合し、引き続き実施する。
- (8)国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (9)火入れ許可については、新市において新たに条例を制定する。

協議第四十六号 商工観光関係事業の取扱いについて

- (1)工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。
- (2)融資制度については、新市にお

て新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整する。その他商工業振興事業については新たな制度を設ける。

(3)商工会及び観光協会の統合についてはそれぞれの事情を尊重し調整に努める。

(4)観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整する。

(5)各種イベントについては、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

平成十五年八月十二日確認

協議第四十八号 産山村離脱の件について

産山村の離脱の件については、承認する。

平成十五年九月一日確認

協議第四十九号 今後の方針について

一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村で合併協議を進めるものとする。

協議第四十九号の① 阿蘇中部4町村合併推進協議会規約の一部を改正する規約

阿蘇中部4町村合併推進協議会規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿蘇中部3町村合併推進協議会規約
第一条中「産山村」を削り、「4町村」を「3町村」に改める。

第二条中「阿蘇中部4町村合併推進協議会」を「阿蘇中部3町村合併推進協議会」に改める。

第四条中「4町村」を「3町村」に改める。

第五条中「3名」を「2名」に改め、「4町村」を「3町村」に改める。

第十三条中「4町村」を「3町村」に改め、「3名」を「2名」に改める。

第十四条中「4町村」を「3町村」に改める。

附則

一、この規約は、平成十五年九月十七日から施行する。

二、この規約施行の際、現に阿蘇中部4町村合併推進協議会の委員、顧問、小委員会委員、役員、幹事、監査委員及び事務局職員等（以下「委員等」という。）であるものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等として引き続き在任するものとする。

なお、阿蘇中部4町村合併推進協議会の委員等として発令を受けているものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等として同一条件により発令を受けたものとみなす。

協議第四十九号の② 阿蘇中部3町村合併推進協議会確認事項

村合併推進協議会確認事項

阿蘇中部4町村合併推進協議会において確認された各協議事項において確認された各協議事項については、阿蘇中部3町村合併推進協議会においても確認されたものとし、次のとおり一部修正の上引き継ぐものとする。

平成十五年九月十七日確認

協議第二十八号 保育事業の取扱いについて

(1)保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。なお、保育料徴収金基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整する。

(2)公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。

(3)保育事業の取扱い等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議第五十号 介護保険事業の取扱いについて

(1)保険料については、介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期等については阿蘇町の例による。

(2)介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については、合併時に持ちよる。

(3)市町村特別給付事業及び保健福祉

事業については、介護保険事業計画を基に合併までに調整する。

協議第五十一号 保健衛生関係事業の取扱いについて

(1)保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の保健福祉事業の拠点として活用を図る。

(2)検診事業については、各検診を地区ごとの総合健診として同時に実施できるよう合併までに調整する。また、対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整する。

(3)予防接種については、合併までに医師会等と協議し調整するものとし、内容及び費用助成については、合併時に統一する。

(4)予防接種を除く検診等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

協議第五十二号 児童福祉事業の取扱いについて

(1)育児手当については、阿蘇町の例により実施する。

(2)出産祝金については、補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給基準を調整し、新市において実施する。

(3)乳幼児医療費の助成については、一の宮町の例により実施する。

(4)身体障害児への補装具交付につい

ては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
平成十五年十月十四日確認

協議第五十三号 新市の財政計画について

新市の財政計画については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号 法定協議会への移行時期について

法定協議会を平成十五年十一月十八日に設立する。

協議第五十四号 小委員会の解散について（追加提案）

新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数に関する小委員会は解散する。

小委員会報告 新市の事務所の設置方式について

(1)新市の事務所の設置方式については、本庁方式（集中方式）とする。

選定理由

新市において財政健全化を構築し確立するために、庁舎維持管理経費の削減及び職員定数削減を効率的に進められるこの方式が最良と考えられるため。ただし、将来において情報化の更なる推進をした場合、本庁・支所での市民の利活用度合いが軽減されることも予想されるが、当分の間行政サービスや住民の利便性を考

慮し、地域住民の不安を払拭するため支所機能を充実させる。

小委員会報告 新市の事務所の位置について

(1)新市の事務所の位置については、一の宮町宮地五〇四―一番地（現在の一の宮町役場）とする。

(2)現在の一の宮町、阿蘇町、波野村それぞれ支所をおくものとする。

付帯事項

①道路アクセス（通称8メートル道路）の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立ち上げ、県への働きかけを強化することとする。

②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながるようなよう平成十七年三月三十一日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起らないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討するとともに、合併推進債等の有効財源利用により整備することとする。

③人口の見地からみて、庁舎の位置調整を円滑に進め庁舎の利活用の頻度及び他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備・建設を検討することとなっている文化ホール（公民館を含む）については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。

④一の宮町の現庁舎を改築・改修し本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築及び改築を講ずることとする。

選定理由
財政状況を考慮し経費の削減の見地から、現有庁舎の有効活用が最善の方策とし、他の官公署が集中しており、3町村のほぼ中心地である一の宮町の現庁舎を新市の事務所（本庁）として選定した。

小委員会報告 選挙区ごとの議員定数について

(1)新市においては、公職選挙法第十五条第六項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。

(2)選挙区の設置は一期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町八人、阿蘇町十五人、波野村三人とする。また、二期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数二十六人とする。

選定理由

阿蘇中部3町村合併後、三〇四年が阿蘇市の将来の基盤を確立するための重要な時期と位置付けられるという観点から、地域の状況を反映させ地域間の均衡も熟慮したうえで、住民の不安を少しでも緩和できるよう人口比例によらない定数を配分す

ることとした。

協議第四十七号の① 法定協議会規約（案）について

法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号の② 法定協議会の予算（案）について

法定協議会の予算（案）については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号の③ 法定協議会設置届（案）について

法定協議会の設置届（案）については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号の④ 法定協議会委員等について

法定協議会設置時の委員等については、協議の継続を考慮し、原則として、阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等が引き続き在任するよう調整に努めるものとする。

協議第四十七号の⑤ 阿蘇中部3町村合併推進協議会（任意協議会）の解散について

阿蘇中部3町村合併推進協議会は、各町村議会の議決を経て法定協議会が設置されるときは、法定協議会設置日の前日をもって解散する。

平成十五年十月二十四日確認

阿蘇中部3町村のこれまでの経緯

| 年月日 | 実施会議等 | 概要 | 年月日 | 実施会議等 | 概要 |
|------------|---------------------------|---|-------|--------------------|---|
| 13.8.20 | 阿蘇地域町村合併検討会設置 | 12町村の町村長及び議長による。 | 5.13 | 第11回推進協議会 | 新市の名称、慣行の取扱、社会教育関係 |
| 11.20 | 第3回合併検討会議 | 大枠の枠組みとして、北・中部と南部に分かれ検討を進める。 | 5~6 | 建設計画策定のためのワークショップ等 | 一の宮町6/4、波野村5/21、(産山村6/20)阿蘇町(住民座談会)5/26~6/12 |
| 14.4~6 | 住民懇談会 | 一の宮町6/4~6/13、阿蘇町5/13~5/23、波野村4/22~5/15、(産山村5/10~5/14) | 6.10 | 第12回推進協議会 | 一部事務組合等、使用料・手数料、建設関係事業、ゴミ収集運搬業務事業 |
| 5.27 | 議会議長、町村合併特別委員会正・副委員長意見交換会 | 中部4町村と、北部2町の枠組みで協議を進める。 | 7.8 | 第13回推進協議会 | 条例・規則等、慣行の取扱(市章)、公共的団体等、障害者福祉事業、高齢者福祉事業 |
| 8.1 | 阿蘇中部4町村合併推進協議会設立 | 推進協議会規約、予算、委員等 | 8.12 | 第14回推進協議会 | 防災関係事業、環境対策事業、農林水産関係事業、商工観光関係事業 |
| 8.21 | 第2回推進協議会 | 会議運営規程、運営に関する申し合わせ事項、報酬及び費用弁償 | 9.1 | 推進協議会(臨時) | 産山村の離脱について承認 |
| 8.28 | 第1回合同専門部会 | 専門部会の役割等 | 9.5~8 | 住民説明会 | 波野村 |
| 9.6 | 知事表敬 | 町村長・議長による県庁訪問 | 9.9 | 第15回推進協議会 | 今後の方針について協議 |
| 9.12 | 第3回推進協議会 | 今後の合併協議の進め方 | 9.17 | 第16回推進協議会 | 阿蘇中部3町村(一の宮町、阿蘇町、波野村)で合併協議を継続していくことを確認 規約改正、これまでの確認事項について中部3町村合併推進協議会に引継ぐことを確認 |
| 10.1 | 第4回推進協議会 | 調整項目一覧表、合併協定項目の選定 | 10.14 | 第17回推進協議会 | 保育事業、介護保険事業、保健衛生関係事業、児童福祉事業 |
| 10.7 | 幹事会・専門部会先進地視察 | 宇城西部5町合併協議会 | 10.24 | 第18回推進協議会 | 法定協議会を平成15年11月18日に設立することを確認 新市の財政計画、事務所の設置方式・位置、選挙区ごとの議会議員定数、法定協議会規約・予算(案)等、小委員会の解散、任意協議会の解散について |
| 11.19 | 第5回推進協議会 | 合併の方式、議員の任期の取扱 | 11.5 | 住民説明会 | 波野村 |
| 12.3 | 第6回推進協議会 | 選挙区導入、三役及び教育長の身分取扱い | 11.17 | 法定協議設置の町村議会議決 | 一の宮町、阿蘇町、波野村 |
| 1.7 | 第7回推進協議会 | 合併の期日、地域審議会、第3セクター、電算システム業務、病院・診療所(直営) | 11.18 | 阿蘇中部3町村合併協議会設立(予定) | |
| 14.12~15.1 | 建設計画策定に伴うアンケート調査の実施 | 各町村の各家庭2部ずつ配布 | | | |
| 1.30~31 | 推進協議会委員先進地視察 | 天草合併協議会、天草上島4町合併協議会視察 | | | |
| 2.13 | 第8回推進協議会 | 小委員会の設置、地方税、広報・広聴 | | | |
| 3.11 | 第9回推進協議会 | 姉妹都市、国際交流事業、新市ビジョン、学校教育関係 | | | |
| 4.8 | 第10回推進協議会 | 投票区・開票所、一般職員の身分、特別職等の身分、事務機構及び組織、消防団、人権教育・同和対策事業、その他の福祉事業 | | | |

編集後記

平成十四年八月一日に設立しました阿蘇中部4町村合併推進協議会も、作業部会、専門部会、幹事会、町村長会そして協議会と沢山の調整会議を重ねて今日まできました。途中からは、3町村での合併協議となりましたが、3町村での合併意向も固まり、今後は法定協議会として、協議をしていくことになりました。

任意協議会の期間中協議会の状況をお知らせしてきました「合併推進協議会だより」も、これが最終版となりました。

十分に詳しくお知らせするには、程遠い内容に終わりましたが、ご愛読いただきました。有難うございました。今後は、新しく「合併協議会だより」として、広報してまいりますのでよろしく願います。